

目黒川 航行マナー啓発活動

目黒川では、多くの人に目黒川の魅力を安全・快適に楽しんでもらうため桜の時期に航行マナー啓発活動を実施しています。
啓発活動期間中に目黒川を航行する場合は、事前申請をお願いします。

令和8年

3/28(土) 3/29(日) 10:00~16:00



実施区間 品川区内の目黒川全域 ※昭和橋上流から品川区境まで

航行制限対象 事前申請のない全ての船舶等

3/28(土)・29(日) 10時までを非動力船の優先航行時間帯(※)とします
※動力船と非動力船がより譲り合って航行する時間帯で、動力船の航行を禁止するものではありません

申請方法

1 令和8年3月19日までに「書面による申請」もしくは「電子申請」を行ってください。
※申請は令和8年2月2日より受け付けます

書面による申請

申請書に必要事項を記入のうえ、窓口または郵送で提出して下さい。
申請書は品川区河川下水道課の窓口にて配布するほか、品川区役所のHPからもダウンロード可能です。
※郵送による申請の場合は、切手の金額不足にご注意ください。

▶ <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-mizube/index.html>



電子申請

電子申請サイトにアクセスし、必要事項を記入のうえ、申請して下さい。
▶ <https://megurogawamanner.wixsite.com/shinagawa>



2 申請者には旗またはステッカーを発行します。
※「電子申請」を行った場合は、電子データで配布する旗・ステッカーを印刷してください。



3 当日の航行の際に旗またはステッカーを掲示して頂きます。



旗



動力船

(水上オートバイ以外)

ステッカー



非動力船



水上
オートバイ



※関東小型船安全協会に所属されている方は、関東小型船安全協会発行の旗を掲示することにより航行できます。
※TPSP(東京港・湾・河川水上オートバイ安全航行推進プロジェクト)にて講習を受けた方または、関東小型船安全協会に所属している方は、TPSP ビブスを着用または、関東小型船安全協会発行のステッカーを掲示することにより航行できます。

TPSP 事務局

電話 03-5661-7201

URL <http://www.tpsp.jp>



関東小型船安全協会

電話 045-201-7754

URL <http://www.shoankyo.or.jp>



実施主体: 目黒川航行マナー向上委員会(事務局: 品川区)

担当窓口: 品川区 防災まちづくり部河川下水道課 水辺の係 東京都品川区広町 2-1-36 区役所第二庁舎 5階 / 03-5742-6794